

ゲルマン法における司法上の宣誓行為

森 義信*

要 約

初期中世のヨーロッパでは、法廷における証明はもっぱら口頭で、宣誓を行なうことによってなされた。宣誓の手続きは「雪冤」と呼ばれた。原告は被告に罪ありと宣誓し、被告は信用するにたる証拠や自白がないかぎり、自分が無実であることを宣誓しなければならなかった。雪冤の宣誓をしようとする場合、その人は、「宣誓補助人」と呼ばれる宣誓仲間と一緒にいった。宣誓補助人は親戚、近所の人、友人などから選ばれたが、奴隷身分の者や自由人女性は原則として、宣誓をする権利がなかった。宣誓補助人の法定員数は3人から72人まで多様であり、その違いは犯罪の軽重によって生じた。

原告なり被告が宣誓したことに対して、宣誓補助人も同様に宣誓していたから、もし被告が犯罪について有罪と見なされた場合、あるいは原告が誤った告発をなした廉で有罪であると見なされた場合、それぞれの宣誓補助人も同様に有罪と見なされた。血族というものが宣誓補助人の主要な供給源であったいじょう、血族は自分自身のメンバーに不利になるような証言はできなかつた。血の紐帯がそれを妨げたからである。宣誓をすることによって訴訟当事者たちは自分自身の生命のみならず、家族や親族、隣人や友人たちの運命をも危険にさらすことになった。それゆえにこそ宣誓は、神聖かつ厳粛なものとなされたのである。

宣誓は永い法習慣のなかで固定化された「文言（決まり文句）」に一致している必要があつた。また宣誓は、たとえば武器や聖遺物のような、ある物の上で、あるいはある物と結びついて、なされた。もしも宣誓補助人の法定員数が被告人によって揃えられなかつた場合、彼は神判に身を委ねるか、法によって規定されている贖罪金を支払わなければならなかつた。しかし被告はまた『サリー部族法協約』における選択権規定にしたがつて、棒なり杖を左手から右手に持ち替えることによって、自分自身の保証人になれる。これは被告が宣誓についての責任を一身に引き受けるということを象徴的に示したものである。かくして雪冤宣誓は、証人によって提供される証拠につぐ、重要な証明手段とされたのである。

*大妻女子大学 社会情報学部

1 書証・証言・宣誓・神判

フランク時代の裁判は原告による告発から始まり、裁判所への被告の召喚へとつづく。裁判が始まると、原告は宣誓を行なって被告が有罪である旨を宣言する。被告・被疑者の側は、これについて無罪証明の責任があり、それは①書面などの物証または証人による証言、あるいは②真正宣誓ないし雪冤宣誓、さらに③神判を経てなされるべきものとされていた⁽¹⁾。このうち最初に挙げた書証についていえば、識字率がきわめて低く、証書や証文の書き手が聖職者や一部の書記に限られていた時代、証文や書き付けへの信用・信頼感は、そもそも希薄であり、文字の証拠能力は十分に認識されていなかった。たとえば6世紀初頭に編纂された『サリー部族法典』には、書証への言及は一ヶ所あるだけであり⁽²⁾、訴訟における証拠ないし証明が問題になる場合、その大半は証人による口頭証言⁽³⁾ないしは広義の宣誓による証明を意味している。

フランク時代の史料には、証人が多数在廷している訴訟ケースや職権的証人訊問のケースが散見される。『サリー部族法典』にも、犯行が証人によって証拠だてられるケース（第2章12項、11章4項、33章2項、36章など）が見られるが、証人となりうる者の経済的資格、世間の評判や人望といった点については種々の制限があり、また事件の性格によって法廷に出頭させるべき証人の数にも決まりがあった⁽⁴⁾。さらに訴訟当事者は、証人の証言内容に疑義がある場合には、これを訴えることができ、後段にみるように、偽証罪は重く罰せられた。

そのためもあって、初期中世社会においては、必要とされる証人を立てられない場合や証人が出頭を拒否したり証言を拒んだりする例がしばしばあったようである。『サリー部族法協約』では、証人が法定期限内に出頭しようとしなない場合には別の証人をたてることができること、それでもなお正当な理由もなく出頭しない場合および出頭して宣誓をした後に証言を拒んだ場合には、15ソリドゥスの罰金が科せられることが定められてい

る⁽⁵⁾。フランク王権は、証人が召喚に応じて出廷し、宣誓のうえ証言をするよう、罰金刑をもうけて強制しようとしている。

カロリinger時代の勅令には「[原告・被告双方が出した]証人たちの証言が一致せぬ場合、双方の証人から一人ずつが選ばれて楯と剣とをもって戦うべし。戦いに敗れたものが偽証者であり右手を失う」⁽⁶⁾とある。証言内容を詰めていって真実を探求しようという手続きはまだとられていない。9世紀後半になっても、勅令は「仮に信用ある証人によって被疑者の有罪を証明できない場合、彼らを神判にかけて、釈放か有罪かを審理せよ」と定めている。さらに同じ時期にヒンクマルは「罪なきことに疑いをかけられて、適切な証人がいない場合は、宣誓または神判によって疑いを晴らさなければならない」と述べている⁽⁷⁾。

このように法典や勅令の規定などによれば、物証がない場合、訴訟上の手順は、まず口頭による証明、つまり証人による証言が求められる。証人になってくれそうな人がいないか、いても証言が実を結ばない場合に、神判か共同宣誓によって黑白をつけるべしとの原則が見出される。法手続き上の順序としては、共同宣誓がかなわぬ場合に、神判に進むとの原則がうかがえる⁽⁸⁾。「宣誓」もまた神判に類似していると言えるが、両者は同一のものとしては扱われてはおらず、司法上の宣誓はあくまでも神盟裁判にいたる前段階に位置づけられるものである。

かかる意味において、初期中世における司法上の宣誓は、証書や証人証言につぐ独立の証明方法であり、宣誓が成功裡に行なわれれば、無罪が立証されたことに等しいとみなされたのである。H.ハッテンハウアーは、この中世の司法上の宣誓について、「真実を発見するための手段ではなく、判決を補完し訴訟を一義的かつ終局的に終わらせたものである」と述べるとともに、「古き法の宣誓とは、真実を証明するようなものではなく、それ自身が真実であった」とも規定している⁽⁹⁾。その意味するところを吟味していきたい。

2 宣誓はどこで、どのように行なわれたか

宣誓 (sacramentum, iuramentum, Eid) とは、一般的に言えば、神あるいは超人的な力にかけて行なわれる、口頭の保証であり、呪術的、宗教的な性格を帯びた儀式である。訴訟の場で宣誓が行なわれる場合、そこに神が介入することになる。当事者は、自己の立証と闘争の助力者として神を引きだすのであるから、彼がもし偽りの宣誓をなした場合には、神の復讐を受けることをも明言したことになる。したがって、神を自己の不正な主張の証人として利用すれば、宣誓は偽誓となり、落雷などの自然力によって、あるいは呪術力を付与された武器によって、被告は滅亡させられるものと考えられていた⁽¹⁰⁾。偽誓者は神の力によってたちどころに滅ぼされるか、のちのち神の復讐をかならずうけるとされたが、それを先取りする形で周囲の人間が彼を殺害することもあり、また王権が偽誓に介入することも一再ならずあった。

古典期ローマ社会における訴訟法にあっては、宣誓は臨時的な措置の役割しか果たしておらず、たとえば、ある証書の真正性を確認する方法としては、筆跡鑑定や証人証言が主であった。これに反して、ゲルマン諸部族のもとでは、後段でみるように、証書の真正性をめぐる裁判においても、当事者宣誓や証人宣誓など、司法上の宣誓がたいへん重要な証明手段として用いられていた。メロヴィング時代からカロリング時代にかけてさかに行なわれた宣誓⁽¹¹⁾は、物証によらざる、言葉と一定の身振りによる自己証明法であり、これは神を引き合いにだし、あるいは神聖とされる被造物、ときには馬や犠牲として神に捧げられた動物にかけて行なわれた。

宣誓者は、己れの人格・名誉・権利能力のすべてを賭けて、自己の証言の正当性と意図の真剣さを保証しようとする。その際彼は、立ち合っている人々の耳に良く聞こえるように、声高に宣誓の文言を述べ立てる。彼はまた、手や指を上方に伸ばすなどの身振り、髪や髭、胸に手を触れるなどの所作と、さらには自分の武器、祭壇や聖遺

物、聖書の上に手を置く行為とを、すべての立会人の目に良く見えるように、くりひろげたのである⁽¹²⁾。

フランク時代の宣誓はおもに武器、ときには聖別された武器にかけて行なわれている。『リプアリア部族法典』第33章1項では「ただちに武装せる右手をもって共誓すべく (……conjurare debent cum dexteras armatas)」とか、第66章1項にも「右手に武器をもち……宣誓を確認すべく努めるべし」とあり、『バイエルン部族法典』第17章6項には「彼は自己の武器を聖別のために与えるべく、これにより一名の宣誓補助者と共に、その言を宣誓すべし」とある⁽¹³⁾。

宣誓は法定の場所で行なわれ、『リプアリア部族法典』第67章5項では「榛の枝で囲まれた宣誓の場で特定の言葉を遵守して共誓すべし」とある。共誓は、当事者を真ん中にして補助人たちが左右に並びたち、行なわれたのである (同法典第66章1項)。なお故国以外の地で身分や相続財産に関する訴訟に巻き込まれた場合、当事者は生地に戻って宣誓・共誓を行なう権利が認められていた⁽¹⁴⁾。8世紀のアラマン、バイエルンの部族法典では、宣誓が「祭壇において」なされる旨の規定があり、また9世紀になってからフランク王国に編入されたザクセンの部族法典では宣誓が「教会のなかで」なされるとある。また、同じ9世紀初頭に王国への編入と慣習法の成文化を経験したフリーセンとカマーヴィ・フランク人の法典では、「聖遺物にかけて」の宣誓が登場する⁽¹⁵⁾。

宣誓の行なわれる場所が、榛の枝で囲まれた円陣から教会へと替わり、誓約の手が置かれるべきものが武器から聖別された武器、さらに聖遺物へと替わったことは、言うまでもなく、そのままキリスト教化の進展に対応するものであった。その証拠に、803年の「リプアリア法典への附加勅令」第11章は、上記『リプアリア部族法典』第67章5項を改正したものであるが、そこには「すべての宣誓は教会において、また聖遺物の上にて誓われるべし」とあり⁽¹⁶⁾、カロリング王権が宣誓の様式を聖遺物宣誓に限定し、あるいはその普及をめざした様子がうかがえる。

3 宣誓の種類

通説的な理解によれば、中世における宣誓には大別して、「真実宣誓」ないし「断言的宣誓」と「誠実宣誓」ないし「約定的宣誓」の二種があったとされる。前者は本稿で考察の対象とする司法上の宣誓 (*iuramentum assertorium*) であり、後者はフランクの国王に対して一般の臣民が行なった誠実宣誓や中世の主従関係の設定の際になされる忠誠宣誓、条約・協定の締結や係争の終了時に交わされる宣誓⁽¹⁷⁾、あるいは裁判を担当する伯や審判人が訴訟当事者のまえで行なう公正な裁きをする旨の職務宣誓など、宣誓者の将来にわたる行為についての約束を保証するものである⁽¹⁸⁾。

フランク人の『サリ一部族法典』によれば、司法上の宣誓には四種類があり、①ひとつは訴訟当事者や証人が自己の証言の真実性を担保するために行なう狭義の真実宣誓 (*Wahrheitseid*) であり (第46章, 47章, 49章1, 3項, 56章), ②いまひとつは確たる証人や証拠がない場合に、訴訟当事者が宣誓補助人 (*iuratores*) と共に行なう誓約宣誓 (*Gelöbniseid*) である (第39章2項, 42章5項, 58章)。

訴訟審理の結果、賠償金の支払いが命じられ、これを支払う約束をすれば、自分に罪のあることを認めたこととなり、一件は一応落着する。被告は贖罪金の支払い義務を負い、しかるべき金額をしかるべき期間内に支払う旨の約束をするのである。こうした「信約をたてること (*fidem facere*)」が法律上の判決履行誓約と理解されるのであれば、これを司法上の③信約宣誓と呼ぶことができる (第50章1項, 56章)⁽¹⁹⁾。

しかし、被告が非を認めず賠償金の支払いを拒むことも可能であり、この場合には神判に身を委ねるか、あるいは犯罪の軽重、賠償金の額に応じて定められた人数の宣誓補助人 (*conjuratores, iuratores, sacramentalis*) と共に、④雪冤の宣誓 (53章1, 5項, 56章) (*compurgation, Reinigungseid*) をすることとされていた⁽²⁰⁾。

3-1 宣誓の応酬

宣誓には単独で行なわれるものと、複数の補助人と共に行なうものがあり、狭義の真実宣誓は単独で行なわれる場合が多かった。初期中世の史料では、訴訟開始にあたり裁判官の訴訟指揮によって、宣誓の応酬をもって裁判が進行する場合のあったことが示唆されている。それは訴訟当事者が、訴訟の開始にあたって、自らの主張や証言の真実性を担保するために行なう現代の供述宣誓に近いものと考えてよからう。

これに加えて『リプアリア部族法典』附加勅令第12章には、盗品につき関与も関知もしていない旨を宣誓することによって単独で「自己の潔白を証明できる」とある。また『ロタリ王法典』第229～231章, 265章, 344章の諸規定には、他人の物や奴隷を売却したり、瑕疵ある物件や奴隷を売却したりした者が、訴えられた時、その事実を事前に知らなかったか、悪意がなかったことを宣誓しなければならず、また、逃亡者と知らずして対岸に渡してしまった渡し守も同様であり、さらに放牧中の家畜によって他人の畑に損害を与えてしまった牧人も、悪意のなかったことを宣誓しなければならなかった⁽²¹⁾。いずれも係争となっている案件に対して、己れの悪意の無さを宣誓によって強調することで、結果責任を免れうるとしている。宣誓がそのまま証明行為としての意味をもたされている点に注目する必要がある。

3-2 誓約宣誓

誓約の宣誓は複数の人間によってなされた。『リプアリア部族法典』第67章5項では、遺産または自由身分をめぐる争いで、「原告が12人の宣誓補助人と共に、国王の宮廷裁判所前の榛の枝で囲まれた宣誓の場所で、特定の言葉を遵守して (*cum verborum contemplatione*) 共誓」すると、被告もこれを承けて共誓を返さなければならず、遂行できなければ当該遺産を返還し法定贖罪金を支払わなければならないとある。

また同法典第59章1～5項には、文書の真正性を証明する手段として宣誓が行なわれていたことを、うかがわせる興味深い規定がある。

ある物を代価と引き替えに売却したことを文書に残そうとする場合、当事者は目的物の価額に応じた人数の証人（7人ないし12人）に立ち会ってもらいつつ、裁判所の書記の手を煩わせて売買証書を公的に作成させなければならない（1項）。

後日、この証書が偽造である旨の訴えを誰かが起こした場合、証書の真正性は上記証人の証言によって明らかにされなければならない、あるいは裁判所の書記が、この証書の真正性を、作成時に立ち合った証人の数と同数の人々と共に宣誓をすることによって（cum sacramentum）証明できるとされている（2項）。

訴え人敗訴の場合は、要求した目的物の二倍額を支払い、かつ裁判所の書記宛てに45ソリドゥス、証人にも各15ソリドゥスの罰金を支払うこととされている。逆に訴え人が勝訴した場合、裁判所書記は60ソリドゥスの罰金と返還要求のある目的物を引渡し、かつ右手の親指を失うかその代価として50ソリドゥスを支払うこととされ、また証人各人も訴え人宛てに15ソリドゥスの罰金の支払いを命じられている（3項）。

裁判所の書記がこれを不服として、教会の祭壇に自分の手を置いて自己の真正性をなおも証明しようとする場合、訴え人はその手を祭壇から引き離し、あるいは教会の扉に剣を立て掛けることによって、決闘に持ち込むことができた。それは国王の面前でなされるべきものとされている（4項）。

しかし、裁判所の書記がすでに死亡している場合は、くだんの証書を別の二葉の証書とともに祭壇の上に置き、筆跡鑑定により真偽を検証すべきとされている（5項）。

偽文書であることを主張する訴え人に対しては、まずもって証人の証言が対置され、もしそれがえられなければ、書記は、文書作成時に立ち合った証人と同数の補助人と共に宣誓をすることで、対抗できるとされている。いずれかの手続きによって訴訟の勝敗が決する。この宣誓は上に見た②の誓約宣誓である。

文書作成時に立ち合った証人がいれば、売買契約の内容にいたるまでの証言がえられたである

う。また書記は、自分が作成した文書に間違いが無いということ、証人らと共に宣誓を行なうことによって、文書の真正性を内容にいたるまで証明できたのであろうから、それで一件は落着するはずである。

しかるに生き証人がいなくなれば、くだんの書記は、売買契約にかかわった当事者の口述した内容を、忠実に記載して文書を作成し、これに日付を入れて署名したまでである、と主張することになる。この証書がたしかに自分の手によって書かれたものである旨を補助人と共に宣誓し、証書の真正性を保証しようとするわけである。しかしそうすると、争われているのは、問題の証書がくだんの書記によって書かれたものか否かだけであり、書かれてある内容の真偽が取り沙汰されているわけではない。書記が偽りを記述したか否かはさしあたり争点にはなりにくいのであって、書記が書いたものであることが証明されさえすれば、同時に文書の内容の正しさが証明されたことにもなったのであろう。ここに「宣誓」の果たしている重大な役割が顕れている。

最後に、書記が死亡している場合、筆跡の比較によって文書の鑑定が行なわれる。別の二葉の文書との比較ということであるが、それらは、言うまでもなくくだんの書記の手になるものであり、筆跡の比較によって真筆か否かを証明しようというものであった。問題とされているのが、文書の書き手だけというのであれば、真偽のほどは容易に判明したはずである⁽²²⁾。

3-3 信約宣誓

『サリ一部族法典』第56章によれば、判決発見人は、被告に対して「神盟裁判をするか、贖罪金を誓約するか」を提示する。被告が贖罪金を支払うと言えば、有罪を自認することになるが、それで一件は落着するわけではない。彼は支払うと約束（信約）するが、いくら支払うのか、いつ支払うのかは、訴訟当事者間の交渉次第ということになる。このあたりが、司法権の未熟な時代の限界ということにもなるが、ここで重要な点は被告が贖罪金の支払いについて宣誓によって約束をし

ているということである。信約に反する言動があれば、国王裁判所に召喚され、場合によっては国王の保護の外に置かれたのである。

罪の自認につながる贖罪金の支払いを潔しとしない者は、神判を選ぶことによって、偶然性に身を委ねなければならない。しかし、ここでも被告は神判に進むことを宣誓によって信約するのであって、その実行については遅延もあったであろうし、土壇場での回避もあったであろう。これらの場合には、判決発見人による判決提案に戻って、贖罪金の支払いにいたる。またかりに神判が実行されたうえで被告有罪の判定ができれば、同様に贖罪金の支払いにいたる。この場合でも支払いの信約が行なわれるのであって、裁判所による判決の強制執行が行なわれるわけではない。

3-4 雪冤宣誓 (eduniare, eicere, purificare)

上記④の場合の宣誓は、被告がみずから「雪冤 excusatio」する手段であり、宣誓者は宣誓の真実性について、己れの人格と財産を賭け、また補助人となる親族や友人、知人から寄せられる信義や信頼感を賭けた⁽²³⁾。雪冤宣誓の範疇に属する宣誓は、じつに多様であり、己れの無実を証明する無罪宣誓、相手方の有罪を証明する罪状立証宣誓、あるいは立場を留保する保留宣誓などがある。内容的にも、血族に属するか否か、嫡出子であるかどうか、妻に対するムント権が正式のものか否かが問題とされる場合の身分宣誓、あるいは放火による家財の消失の憂き目にあった者が、放火犯に対して家財の弁償を求める場合の、家財価値の評価宣誓などもある⁽²⁴⁾。

ごく一般的な雪冤の事例は『バイエルン部族法典』の第13章6, 7項につきのような形で見出される。

「もし誰かが他人の穀物畠または牧場を……耕したるときは、3ソリドゥスをもって賠償すべし。しかしもし否認せんとするときは、1名の宣誓補助者と共に宣誓すべし。」
「もし誰かが熟したる穀物を農地にて窃取したるときは、6ソリドゥスをもって賠償すべし。しかしもし否認せんとするときは、自

己の法律に従って6名の宣誓補助者と共に宣誓すべし。」

これは、俗に「二枚舌判決」といわれるものであり、ゲルマン時代からフランク時代にかけての判決は「宣誓するか贖罪するか iuret aut componat」の二者択一の形で言い渡されていた⁽²⁵⁾。フランク時代の裁判は、周知のごとく、伯などの本来は行政官たる役職にある者が務める裁判官、これに判決の提案を行なう判決発見人、判決に同意を与える裁判集會民によって構成されており、裁判官は判決を問うのみで発見することはなかった。判決の発見はラキンブルギないシスカビニと称された人々によってなされ、彼らはまた、司法上の権限に制約があって、二者択一型の判決を提示するにとどまったのである。それは判決といわんよりは、その後の裁判の手続きを提示するものでもあった。被告が贖罪金の支払いを信約すれば、それは彼が有罪ないし責任を認諾したことを意味し、また原告も贖罪金の受け取りを承認すれば、裁判は一応終決する。一応というのは、贖罪金の支払いを約束はしたけれども、その後いこうに支払いを済まそうとしないケースも多々あったからである。

他方、あくまで無罪を主張しようとする場合、被告は雪冤宣誓に移行し、裁判は次の段階に進むこととなる。すなわち、被告が無罪、無責任を主張する場合、かれは別途これについての「証明」を行なわねばならなかった。それが“compurgation”と呼ばれた「雪冤宣誓」手続きであり、これは自己の側に信義があることを証明しうる効果的にしてほとんど唯一の法律行為であった。被告は告発に対抗し、あるいは訴訟の過程で身の潔白を立証する手段としてこれに訴えるのであるが、通例は法定数の「宣誓補助人」と共に「共誓」する習わしであった⁽²⁶⁾。

もちろん被告が雪冤宣誓に失敗すれば、贖罪金の支払いが確定する。贖罪金は通例、貨幣ないしは牛馬によって支払われたが、その支払いがなおも拒絶されたり遅滞があるときには、フェーデ状態が再発し、あるいは「平和喪失」が宣告されるか強制的な差し押えが行なわれた。

3-5 『バイエルン部族法典』における具体例

また『バイエルン部族法典』の第17章2項では、耕地・牧場・開墾地の占有・所有権をめぐる訴訟の進行がうかがえる、次のような法文がみられる。両当事者および証人の宣誓がどのように行なわれたかをみてみよう。

まず、耕地の不法占拠の嫌で訴えられた被告は、原告の主張をすべて折り込んで、これを否定する宣誓を6人の宣誓補助人と共に行なわなければならないとされている。

被告「私は、あなた（原告）が私よりも先に作業を施した土地に、不法に侵入したわけではなく、したがって6ソリドゥスをもって賠償し、かつ立退く義務を負ってはいません。なんとなれば、ここには私の作業と労働とがあなたよりも先に存在するのですから。」

原告は、被告によるこの宣誓に対抗して、次のような言葉で宣誓しなければならないとされる。

原告「この土地については常に私が、だれの反対もなく労働を加え、かつ開墾し、除草し、今日まで占有し、しかも私の父が財産として私に遺してくれたことを知っている証人を私は有しています。」

当事者による宣誓の応酬がこのように行なわれたあと、証人宣誓に移行する⁽²⁷⁾。原告のために証言をなそうとする者は、原告の隣人で、しかも「賠償金額に相当する」6ソリドゥスの金銭を有し、かつ「係争中の物件と」同価値の耕地を有していなければならない。その証人も次のような言葉でもって宣誓を行なうこととされている。

証人「私は、原告の作業がこの土地に被告のに先立って施されていたこと、さらに果実のための労働は原告が加えたことを、私の耳をもって聴きかつ私の眼をもって見ました。」

ここでの証人による宣誓は、上記①の真実宣誓にあたる。宣誓の内容からすると証言としての性格も有しているように思われるが、初期中世にあっては、まだ証言と宣誓とが分離されていない、判然とは区別されていなかった可能性があ

る。ともあれ、原告および原告側証人による宣誓が無事に済めば、被告は土地を原告に返還し、6ソリドゥスの賠償金を支払わなければならないとされ、こうして一件は落着する。

3-6 一事不再理・証人を訴える

しかし、被告がこの土地について、あくまでも自己に正義ありと信ずるならば、彼は原告側の証人を告発することになる。訴訟は第二ステージに入る。彼は「憎悪による殺人が起こることがないように、決闘を望み」、上記証人に対して次のように宣言しなければならない。

被告「あなたは私にたいして虚偽の宣誓をしました。私との決闘を約束されたい。神はあなたが虚偽を宣誓したかあるいは真実を宣誓したかを明らかにしてくださいであろう。しかるのち、あなたは私にたいして12ソリドゥスを賠償し、かつあなたが偽証により私から奪い取った、かの土地を返還する義務を負うことになりましょう。」

決闘の結果被告が勝利すれば、証人側は偽誓（証）罪の科料として12ソリドゥスを支払い、かつ係争中の土地を、原告から取得して被告に引き渡すか、それができない場合には、被告の居所から斧を投げて、それが達した範囲の近所に他の土地を購入し被告に引き渡さなければならない。それもできないとき、証人は引き渡すことのできる土地について次のように宣誓しなければならない。

証人「私は当該土地を評価額でも二倍、三倍の価格でも取得することができなかった。私が土地を所有している場所で土地を差し上げる。しかも私が差し上げる土地はあなた（被告）がもっていたのと同様のものであります。」

他人の争いごとにかかわって、善意から証人として証言台に立ったばかりに、この証人は逆に偽誓（証）罪で訴えられ、科料をとられたうえに、係争物件に相当する土地を引き渡すという、なんとも馬鹿げた貧乏くじを引く羽目に陥ってしまっ

た。証人たるべきものが賠償金相当額の現金と、係争中の不動産に相当する物件を持っていなければならぬとの前段の規定が、最後に意味をもたされている。

4 宣誓補助人

4-1 法定員数

ゲルマン系の部族法典では、窃盗や傷害事件について、その程度に応じた贖罪金の額があらかじめ定められている。また、ときには殺人事件についてさえ贖罪金額—この場合は人命金と称する—の定めがあり、訴訟審理の結果、贖罪金ないし人命金の支払いが命じられ、その授受が行なわれれば、一件は落着する。しかし、非を認めず賠償金の支払いを拒むことも可能であり、この場合は、犯罪の軽重や贖罪金額の多寡に応じて定められた人数の宣誓補助人と共に、雪冤の宣誓をすることを義務づけられていた⁽²⁸⁾。

たとえば『バイエルン部族法典』では、1サイガ、1トレミッセ、4トレミッセ相当の教会財産を盗んだ容疑で裁判にかけられた者が、これを否認しようとする場合、宣誓はそれぞれ本人のみ、本人以外に1人、本人以外に3人の補助人と共に、行なうこととされている。また、村落間の小道や道、公道を閉鎖したとの嫌疑で有罪の判決を受けた場合、これを否認しようとするれば、それぞれ本人以外に1人、6人、12人の補助人と共に宣誓することとされていた。『フリーセン部族法典』第1章の1項から10項では、殺人に関して支

払われるべき人命金の額と、この支払いを拒否して雪冤しようとする場合に必要の宣誓補助人の数が定められている。貴族 (nobilis)、自由人 (liber)、リートゥス (litus) = 被解放自由人の三身分に属する者が、だれに殺害されようとも、その遺族は同額の人命金を受領することができるし、またどの身分の者を殺害しようとも一定の人命金を支払う原則となっている。その金額の比率は3対2対1である。しかし、訴訟の過程で罪を否認しようとする場合、雪冤宣誓を行なわなければならないが、これに必要な員数の宣誓補助人は、同身分の者から選ばれることになっている⁽²⁹⁾。

『フリーセン部族法典』の上記規定から作成した付表(1)からもわかるとおり、必要とされる補助人の数は、法身分が低くなるほど多くなっている。同身分者間の殺人事件の場合には、雪冤のために必要な共同宣誓者は11名ないし12名(リートゥスのみ)であり、自分より上位ないし下位身分の者を殺めた事件の容疑について雪冤する場合の補助人数は、一定の割合(ほぼ5割)で増減するように定められている。身分の高い者の宣誓は、相対的に価値が高いとされ、共誓は少ない人数で行なわれている。

また『リプアリア部族法典』の法規定から作成した付表(2)が示すように、支払うべき贖罪金の額が増せば増すほど、宣誓補助人の数は3の倍数で多くなっていく。宣誓補助人が多ければ多いほど、法定の員数を集めることは困難になるから、雪冤宣誓の実行もその成功もそれだけ難しくなる仕組みである⁽³⁰⁾。

付表(1)

加害者→被害者	支払うべき人命金額	必要な宣誓補助人数
貴族→殺害→貴族…80ソリドゥス	or	11人
→自由人…53・1/3ソリドゥス	or	7人
→リートゥス…26・2/3ソリドゥス	or	3人
自由人→殺害→貴族…80ソリドゥス	or	17人
→自由人…53・1/3ソリドゥス	or	11人
→リートゥス…26・2/3ソリドゥス	or	5人
リートゥス→殺害→貴族…80ソリドゥス	or	35人
→自由人…53・2/3ソリドゥス	or	23人
→リートゥス…26・1/3ソリドゥス	or	12人

付表(2)

賠償金額（ソリドゥス）	宣誓補助人数	リプアリア法典及び付加勅令・章項
3～9ソリドゥス	6人	19章1～3項, 20章1, 2項, 21章, 68章3項
15ソリドゥス	3人	47章3項, 76章, 80章, 82章2項
18ソリドゥス	6人	2章, 68章4項
36ソリドゥス	6人	3～4章, 8章, 17章2項, 18章2項, 27—29章
36～100ソリドゥス	6人	5章10項
60ソリドゥス	6人	73章3項
100ソリドゥス	6人	9章, 54章1項, 83章2項
100ソリドゥス	12人	10章1項
200ソリドゥス	12人	6章, 7章, 13章, 14章2項, 54章2項
300ソリドゥス	36人	14章1項, 18章3項
600ソリドゥス	12人	付加勅令4条, (11条)
600ソリドゥス	72人	11章2項, 12章1項, 15～16章, 17章1項, 18章1項

4-2 宣誓補助人の適格性

宣誓はだれでもができたわけではなく、自由身分ないし半自由身分の男性に限られていたが、そのうえ適格・不適格な者が法によって定められていた。『リプアリア部族法典』は、外国人が「リプアリア地域で宣誓補助者（iuratores）を見いだせない場合」の多いことを前提として、「湯釜審または籤審によって身の潔白を証明しなければならない」（第31章5項）としている。奴隷や非自由人も宣誓適格者ではなかったから、9世紀中ごろの教会会議録は「（ある者が司祭殺害のかどで訴追された場合）もし自由人であれば12人の共同宣誓人と共に宣誓せしめ、非自由人であれば12枚の灼熱の鋤刃審によって潔白を証明せしむべし」⁽³¹⁾と定め、また「何人といえどもこの平和を破った場合、自由人か貴族であれば12人の宣誓により、非自由人であれば水審により潔白を証明せしむべし」⁽³²⁾とされたのである。このように非自由人は宣誓および雪冤宣誓という法的権利を享受することはなかったのである⁽³³⁾。

また、ランゴバルト人のもとでは、ある女性が婚約を破棄されたり、夫謀殺の嫌疑をかけられたり、あるいは播種後の畑を踏み付けにした廉で訴えられたりした場合、親族の男性が彼女に代わって雪冤の宣誓をする旨の規定がある。女性には原

則として司法上の宣誓を行なう能力が認められていなかった⁽³⁴⁾。

さらに809年のアーヘン巡察吏勅令によれば、死刑判決をうけた人物には証言能力はもとより宣誓遂行能力も欠如しているとされ、9世紀末（895年）のトリブール教会会議は、犯罪の嫌疑をかけられた自由人は宣誓によって身の潔白を証明できるとしつつも、「仮に〔その被疑者が〕窃盗、偽誓または偽証のかどで逮捕された場合には、宣誓は許されるべきではない」⁽³⁵⁾としている。凶悪な犯罪者や言葉に信を置けないような人物については、このようにあらかじめ宣誓不適格とされていた。

ところで、訴訟当事者の宣誓に和して共同宣誓する補助人たちは、通説的な理解によれば、係争事件についての知識をもたず、事実についての証言をできなくとも一向に差しつかえがなかったとされる⁽³⁶⁾。しかし、宣誓補助人は、共誓した訴訟当事者の正当性が認められない場合、同じく有罪の判決を受け、罰金や贖罪金の支払いを命じられるなど、危険をともなった。

己れに迷惑が及んでくるかもしれない宣誓補助を引き受けようとする者は、おのずから限定されていたであろう。引き受ける以上は、必ずや共同宣誓を成功させて、一方の当事者の正当性を証明

しなければならないし、そう努めなければならない。それゆえ補助人らは、共誓を前にして、訴訟当事者の人格や品位、ひいては彼の身の潔白について疑義を質し、徹底した議論を重ね、確信をえたのちに共誓を遂行したのである。こうした観点から、宣誓補助人は主に訴訟当事者の近親者⁽³⁷⁾ないしは盟約兄弟ら⁽³⁸⁾から選任されるべきとの原則があり、ついで隣人、友人⁽³⁹⁾などから選抜されたようである。

4-3 補助人の選抜法

補助人の選抜方法については議論のあるところであり、『サリー部族法典』第42章5項には「証拠が確実ならざりしときは、彼は25人の、半数は相手方により選抜せられたる宣誓補助人と共に雪冤の宣誓をなすべし」⁽⁴⁰⁾とある。また、『アラマン部族法典』第29章では「24名の宣誓補助人、指名された12名、選抜された12名」とあり、また第52章では、12人の共誓者のうち本人を除く5人は被告によって指名され、6人は原告によって選抜された者たるべしとある⁽⁴¹⁾。

『アラマン部族協約』第14章8項では、24名の宣誓者のうち半数は相手方によって選抜されるが、これを嫌うのであれば、被告人本人が見出さる40名の宣誓補助人と共誓すべしとの規定がある⁽⁴²⁾。同様の趣旨であろうと思われるが、『アラマン部族法典』第5a章の1項には、宣誓者本人は選抜された補助人のうち3分の2について拒否権を行使できるとの規定が見出される⁽⁴³⁾。

これらに反して、『バイエルン部族法典』第1章6項では、教会の財物への放火容疑を否認しようとする場合につき、原告のみによって指名された24名の宣誓補助人(sacramentales nominati)と共に共誓する事例がある。容疑者は原告側によって選抜された補助人と共に宣誓を行なわなければならないのであるから、そもそも共誓の実行に至ること自体がきわめて困難であったであろうし、また実行してみても失敗する確率はきわめて高かったと言わざるをえない。

以上を要するに、宣誓補助者の指名、選抜については、次の4つのケースが想定されている。①

所定の員数のほぼ半数が相手側によって選抜され、残る半数が宣誓者自身による指名によって決められる。ただし、②宣誓者は、相手側の選抜した補助人を3分の2まで拒否できる。また、③宣誓者が、相手側の選抜した補助人のすべてを忌避した場合は、宣誓者自身が所定の員数のすべてをそろえる。さらに、④宣誓者は、相手側によって選抜された、所定の員数の全部と共に共同宣誓をおこなわなければならない、以上である⁽⁴⁴⁾。①では、共同宣誓の成功、不成功の確率は、理屈のうえでは、あい半ばしており、法定員数の選任にあたって、公平性への配慮がなされている。②では、相手方によって選抜された補助人への忌避や拒否の結果、宣誓義務者に有利な人的構成になったと推定できるが、これは忌避・拒否した分を宣誓義務者自身が集めなければならないという、リスクをとまうものであった。この点は③も同様であったが、補助人を集めることに自信のある者であれば、成功の確率はきわめて高くなると言わなければならない。これに反して④の場合には、共同宣誓はほとんど成功の見込みはないと言わざるをえない。

宣誓補助人がいないか数が揃わなかった場合を想定して、『サリー部族協約』は、訴訟当事者が「フェストッカを左手から右手にもちかえる」ことによって、単独で宣誓に責任をはたすこともできるとしている⁽⁴⁵⁾。これは、当事者が法廷内の人々の面前で杖ないし棒状の物を用いシンボリックな行為を披露することで、被告が自身の保証人となり、宣誓の責任をすべて引き受けることができるようにしたものである。こんなことで共誓に替えることができるというのは、当時の人間の目にも理不尽と映ったのか、これを拒否しようとする動きもでてくる。『リプアリア部族法典』第71章はこの動きを制して、「ある訴訟においてフェストッカが間に入った場合、宣誓の排斥は禁止されるべく、拳証者は宣誓を以て自己の潔白を証明すべく努めるべし」とある。左の手中にある杖ないし棒を右手に持ち替える行為が、いかなるシンボリックな意味合いを秘めていたかは、今のところ不明とする外ないが、その後の部族法典におい

ては、法定員数の宣誓補助人を揃えられなかった訴訟当事者は、法定の贖罪金を支払うか神盟裁判に従わねばならないとされる⁽⁴⁶⁾。

5 偽誓 (perjurium)、宣誓の失敗

挙証責任を負った宣誓義務者は、みずから指名した補助人と、原告が選んだ補助人とを合わせて共誓に入らなければならない。しかし、補助人の中には被告を疑っている者もいたであろうから、事はそうすんなりとは進行しないはずである。そもそも所定の期日に員数が揃わない場合もあったし、あるいは仮に法廷に集合しても、意志統一がなされぬまま共誓を行なおうとしない場合もあった。この間の事情を『リウトブランド王附加王令』第61章が伝えているので、これに即して若干の検討を加えてみたい。

補助人たち全員が『四福音書』の前にやってきた時、宣誓の実行を拒んで退出しようとする者があらわれる。宣誓義務者—ここでは被告—はかかる補助人に対して、「あなた方は私と共に正しく誓うものである」旨の宣誓をし、安心させなければならない。それでもこれを聞き入れずに退去しようとする者があれば、宣誓は実行されず被告敗訴となるわけであるから、この場合には挙証責任者たる被告は、その者に理由を訊ねることができる。

退去しようとする者が理由を告げようとする場合、当該補助人は「[退去の理由が] 訴訟相手方との結託によるものではなく、ただ単に [偽誓への] 心の恐れから宣誓補助者たるを取ってせず」と宣誓しなければならない。この場合には、被告は別の補助人を自らの近親者の中から新たに選抜できることとされ、日をあらためて宣誓がとり行なわれる段取りとなる。

しかし、当該補助人がかかる宣誓すら行なわず、無言のまま退席してしまった場合、宣誓は失敗ということになり、被告は賠償金の支払いを命じられることになる⁽⁴⁷⁾。ただしこの場合、宣誓義務者は当該補助人に対してこの賠償金相当額を要求し、彼の財産からこれを取得することができる

とされている。

論旨は明快である。宣誓補助人らは、被告の宣誓が純粋で偽りのないものであること、したがってその法的主張が正当性をもっていることを、みずからの全人格を賭けて請け合うのである。彼らは、訴訟当事者と同様の宣誓を行なうわけであるから、もし被告の有罪が確定したり、逆に原告の告発が偽りであることが判明したりした場合には、当該共誓者も有罪とされた。だから、法廷で共誓がとり行なわれる段になると、怖じけづく者が必ずでてくる。偽誓には神罰がくだるという強迫観念が支配していた当時のことであるから、自分の行為が「偽誓」になってしまうことを恐れるあまり、退廷しようとするわけである。土壇場で退廷者ができれば、雪冤宣誓はそもそも遂行できないことになる。宣誓義務者は理由を確かめたうえで別の補助人を探して別の日に改めて宣誓を行なうことになる。

宣誓補助人になるということは、良心にかかわる問題であると同時に、自己と家族の命運を賭けることをも意味しただけに、事は重大であった。だから、宣誓義務者は補助人たちとともに長い時間をかけて議論を重ね、被告本人の人格や品位、人徳、さては潔白への信頼感を醸成し、一応のコンセンサスを勝ち得てから共誓に入るのである。宣誓は神聖な行為として厳かに行なわれねばならず、全員が口を揃えて定型の言葉 (formula) を唱えなければならぬとされた。緊張のあまり、補助人のうちの一人でも決まり文句が口をついて出なかったり、言いよんだり、あるいは詰まったりすれば、宣誓は失敗とされ、すべてが無効とされた⁽⁴⁸⁾。

さらに宣誓が一応行なわれた後になってから、偽誓である旨の告発があり、それが証明される場合もあったようである。『リウトブランド王附加王令』第57章、133章、144章においては、宣誓のちそれが偽誓であることが証明された場合、8倍額の賠償金の支払いや人命金の半額の支払いが命じられている。カール大帝の発したヘリスタル勅令によれば「偽誓に関わる者について、彼はその手を失うことによってしかその罪を贖えない。

しかるにもし告訴人が偽誓の嫌疑を強く主張せんと欲するならば、両当事者は十字架審の神盟裁判にいたるべし。もし宣誓者が勝利すれば、告発人は人命金相当額を支払うべし。」とある。知らずして偽誓 (periurium) を行なった宣誓補助者 (iurator) は、その土地の慣習法にしたがって賠償金を支払うものとされていたが、カロリング王権は偽誓にたいしては右手の切断という重い罰を科するようになったのである⁽⁴⁹⁾。ザクセン部族のもとでは、「知らずに偽誓をなしたもの [= 宣誓補助人] は、宣誓主が彼の手を贖うべし」とある一方、「知りて偽誓をなしたる者は、死刑に処せられるべし」と、極刑を定めている⁽⁵⁰⁾。偽誓を強制する者も強制される者も、さらには偽誓と知りつつ行なう者も、いずれも極刑に処されている。

共誓は、以上のように、実行がたいへん困難であったばかりか、仮に実行できたとしても、のちに偽誓の疑いが生じて証明されようものなら、思いがけない難儀が降り掛かってくる。関与者にとっては運命を左右しかねない重大な行為であっただけに、共誓は神聖かつ厳粛な法律上の行為として受けとめられ、行なわれたのである。

5-1 宣誓受け入れの拒否

雪冤宣誓を行なうことが原告によって受け入れられ、被告がこれを成功裡に実行すれば無罪が確定する。しかし、『リプアリア部族法典』第66章1項にあるように、被告本人が6人から72人にも及ぶ数の補助人と共に行なった共誓の事実じたいに、原告側が疑念を差し挟んだ場合、被告は法定数の3分の1の宣誓補助人と共に再度宣誓を行ない、なお訴訟相手方が承服せざる時は再々度、6分の1の補助人と共に裁判官の面前で武器をもって宣誓することとされている。

これに反して、原告が被告による宣誓の実行を妨害する場合もあった。宣誓の真偽それ自体をただす方法が見出せなかったいじょう、原告はこれをやみくもに妨害するか拒否するしか方法がなかったであろう。『サリー部族法協約』によれば、誰かが共誓そのものを阻む時、被告は国王の面前で武器をもって自己を防御する意志を表明し

なければならず、決闘をせぬ時は賠償金を支払うべしとの規定が続く (第67章5項)。

さらに原告側が被告の宣誓を受け入れない、拒否する場合もあった。『サリー部族法協約』第67章3項には、原告が被告の宣誓を受け入れることをそもそも望まない場合、被告は一年経過以前あるいは七夜以前に自己の宣誓を証人の面前で行ない、共誓も行なえば、以後責任を問われることはないとある。

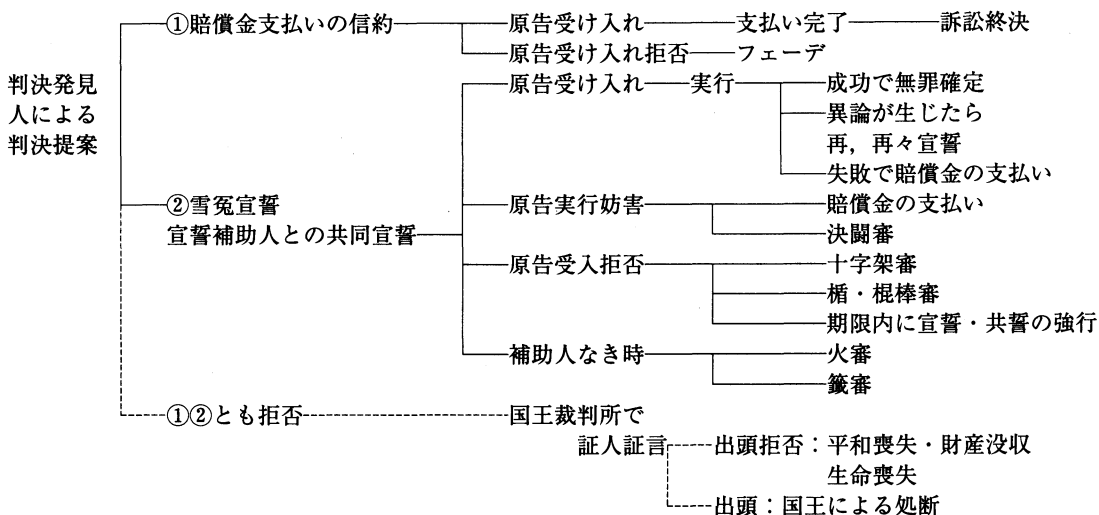
しかるに、先に見た『リプアリア部族法典』第59章4は、「裁判所の書記の手を祭壇から引き去り、あるいは教会堂の戸口の前に剣を置く」ことを、宣誓の受け入れを拒否する意思表示とみなしている。この場合は、王の面前での決闘ということになるが、当該法典の第12章に附加された803年の勅令4には「12人の共同宣誓を受けることを欲せざる場合には、十字架審ないしは楯と棍棒とのいずれかにより決着をつけるべし」とある⁽⁵¹⁾。楯と棍棒による決着もまた、決闘と同次元の神盟裁判にほかならない。

また、付表(3)にあるように、原告側による雪冤宣誓の実行妨害と受け入れ拒否の際には、決闘審ないし十字架審が、また補助人が揃わず実行不能の際には、火審ないし籤審が、代替措置として挙げられている。このように、手続き法の上では、雪冤宣誓から神盟裁判への移行を示す史料は比較的多いといつてよい。

原告側としては、共誓を受け入れるくらいなら、偶然性に身を委ねることになる神盟裁判や決闘への移行をむしろ望んだのであろう。神判それ自体については、当時から聖俗の知識人を巻き込んだ種々の議論があり、多用されていたとの推測は成り立ちがたい。また、訴訟が決闘という力による勝負に移行することについて、代闘者をたてることが許されるなど、問題が多かった⁽⁵²⁾。それゆえ、フランク時代の裁判制度のなかにあつて、神判や決闘はあくまでも補助的な手段であり、盛行をきわめていたと考えてはならない⁽⁵³⁾。

ついでながら付言すれば、判決発見人によって有罪の宣告をされたのち、贖罪金の支払いを約束するための信約もせず、神判による雪冤宣誓も行

付表(3)



なわない場合は、『サリー部族法協約』によれば、被告は国王の面前に召喚されることになる。裁判に立ち合った証人も呼び出され、被告の判決不履行およびその後の経過についての証言をもとめられ、被告に対する国王の処断がくだされるとある⁽⁵⁴⁾。

注

- (1) H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, II, 1892, §105, *Der Zeugeneid*, S. 394.
- (2) Harry Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*. Berlin, 1958-60. SS. 635-738. 拙稿「フランク時代の裁判風景(1)―職権的証人訊問と判決発見人―」『大妻女子大学紀要―社会情報系―社会情報学研究2』1994年参照。
- (3) H. Brunner, *DRG.*, II, §105, S. 391 f. 証人は、史料には“testimonium”, “testis”と表記されるが、後者は宣誓補助人を意味することもあった。
- (4) *MGH. Capit.*, Nr. 134, c. 1 (816年); 193, c. 6 (829年). 証人となり得る者は、土地所有者であること、係争物件の所在する裁判管区内に居住していること、隣人であることな

ど、さまざまな条件が付されている。ただし土地所有者でない者も、他の自由人の宣誓補助人 (*coniuratores*) にならねる、とある。また、時代は遡るが『リプアリア部族法典』(『リプアリア法典』久保正幡訳, 創文社) 第60章の1項では、証人は「証人の数だけの少年を伴い、後日のために少年一人ずつの横っ面を張り、耳を掴み引くべし」とある。少年たちの末永い記憶を頼りとするゲルマン人に特有の法習慣であり、「耳をひっぱられたる証人」と言われる。なお、証人の数は部族により2人から7人までのバリエーションがある。Vgl. H. Brunner, *DRG.*, S. 397, *Anm.* 37-44.

(5) *Pactus legis Salicae*. Hrsg. v. K. A. Eckhardt, *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen*, Bd. 1, *Die Gesetze des Merowingerreiches 481-712*, 1935, §49-1~3. & *Novellae Legis Salicae* §16. 「証人が偽りの証言をなした場合には、釜審ないしは熱湯審に移行するとされている。なお部族法典の翻訳にあたっては、ドイツの“*Germanenrechte, Texte und Übersetzungen*”のシリーズのほか、Translated by Theodore John Rivers, *Law of Almans and Bavari-*

- ans. University of Pennsylvania Press, 1977. & Law of the Salian and Ripuarian Franks. AMS Press, 1986. をも参照した。
- (6) MG. Capit., Nr. 134, c. 1. 本文引用箇所には、「訴訟当事者が己れに対して出された証人に疑いを抱くなら、彼はそれらの証人に対抗して、他のより良い証人を出庭させることができる」とある。
- (7) MG. Capit., Nr. 278 (873年). Hinkmar, De divortio, col. 670. R. Bartlett, Trial by Fire and Water. The Medieval Judicial Ordeal. 1986. パートレット (竜崎喜助訳) 『中世の神判—火審・水審・決闘—』 (尚学社, 1993年)。
- (8) 宣誓と神判の順序については、たとえば『サリ一部族法協約』が「何人も訴追されて自分を無罪とする宣誓補助人が真に存在せず、自分の潔白を湯釜で証明する必要がある場合」の規定をしており、共同宣誓から神判への移行がみられたのである。Extravagantes Legis Salicae §14-2, §16-4 a.
- (9) H. Hattenhauer, Das Recht der Heiligen. Schriften zur Rechtsgeschichte 12, 1976, S. 73, 75.
- (10) Ruth Schmidt-Wiegand, Eid und Gelöbniß, Formel und Formular im mittelalterlichen Recht. S. 56, in: P. Classen (Hrsg.), Recht und Schrift im Mittelalter, Vorträge und Forschungen, 23, Sigmaringen, 1977. ゲルマン神話に出てくる軍神トールは、廃墟における誓約の保証として、その右手を狼フェンリルの口で失い、そのことによって「司法神」としての資格をえた。トールは法律の手続きを管理する司法神ではあるが、そこにあるのは「法律とは、相互の融和をはかるよりは、一方が他方を押し潰すものだ」とする司法観であり、それゆえにトールは調停者としては機能しない。ゲルマンの司法上の宣誓が、調和をではなく、黒白=勝敗を決するものとして行なわれたのは、そのためである。ゲルマン神話を共有する人々は、歴史的に司法の神を抱いてきた「民族」であり、キリスト教導入以後も、依然としてかかる神話の世界のなかにあったことが推測できる。
- (11) 史料としては Cartae Senonicae, Nr. 21, 22; Formulae Salicae Merkelianae, Nr. 27, 28, 30; Formulae Salicae Lindenbrogianae, Nr. 21 = MG. Formulae, S. 194. 251-53. 282; Synodus Franconofurtensis, ao. 794, c. 9, MG. Capit. I. Nr. 28; Formulae Senonenses recentiores, Nr. 2, 5. = MG. Formulae, S. 210 f. 213 f.
- (12) R. Schmidt-Wiegand, Eid und Gelöbniß, S. 55.
- (13) このほかアレマン人やザクセン人の法典にも同種の規定が見いだされる。Pactus Legis Alamannorum, §86-1, 4. 1項では聖別された武器, 4項では抜き身の剣にかけての誓約がなされるべしとある。Lex Saxonum, §8. etc. H. Brunner, DRG. §108, Beweisverfahren, S. 428. Anm. 15-26.
- (14) 敬虔帝による部族法典附加勅令 (Capitula legi addita), MG. Capit., Nr. 134, c. 2 (816年)。
- (15) Lex Alamannorum §6 (7); 『バイエルン部族法典』 (世良見志郎訳, 創文社) 第1章3項, Lex Saxonum, §21; Lex Frisionum, §3-5, 10-1, 12-1, 14-1, 14-3; Lex Francorum Chamavorum, §10, 32.
- (16) Capit., Nr. 41 (803年) c. 11: 本文引用部分に続けて「教会で宣誓せらるべき誓約は〔原告がおこなう場合には〕6人の選定されたる人々, あるいはもし〔被告がおこなう場合には〕12人が必要になるときには見出され得る人々, の面前でなされるべし。かくすれば神と聖遺物の聖人とは, 人をして真実を語らしめるであろう」とある。Ruth Schmidt-Wiegand, Stammesrecht und Volkssprache in karolingischer Zeit, 1978, in: Ders., Stammesrecht und Volkssprache, Ausgewählte Aufsätze zu den Leges barbarorum. 1991, S. 190.

- (17) 従士制や封建制のもとでの主従関係の締結に際して行なわれる忠誠宣誓，一般臣民が王に対して行なう誠実宣誓，あるいは盟友・盟約関係の締結の際に行なわれる宣誓，政治的結社や地域的結束・ギルドの結成にあたって交わされる宣誓については，早川良弥「社会的結合」，拙稿「政治支配と人的紐帯」『西欧中世史（上）継承と創造』ミネルヴァ書房，1995年，拙稿「フランク王国の国家原理」『岩波講座・世界歴史』7巻，1998年などを参照。
- (18) Capit., Nr. 90 (781年) c. 3: 「伯は証人たちの前で，伯が彼らのために公正（正義）を与えんとするものである旨を宣言すべし。…中略…伯自身かその代理人は正義を与えることにおいて怠慢のない旨を宣誓によって証言することができ，かくして朕は彼らの報告をとおして証人たちが訴えをなしたか否かを知ることができるのである」。Nr. 192, c. 2 (829年) 「朕の巡察吏たちは，何処であれ悪しき審判人を発見する場合には，彼らを追放し，しかしてすべての人民の同意によって良き者を選ぶべし。しかして彼らは選ばれたる時，故意に不正な裁判をすることなきよう，誓約をなすべし」。「宣誓」についての邦語文献としては，林屋礼二「民事訴訟の歴史—古代ゲルマン法とローマ法における訴訟手続—」『法学』44巻2合，1980年。雪冤宣誓の共同体的意味合いについては，加藤哲実「雪冤宣誓—都市の習俗と法の研究序説—」（同『法の社会史—習俗と法の研究序説—』三嶺書房，1991年，所収）。これはイングランド諸都市に残る10～15世紀の雪冤宣誓にかんする史料の翻訳及び解説，分析を行なっている貴重な論考である。加藤哲実「習俗としての共同宣誓—アングロ・サクソン法の雪冤宣誓—」（同『法社会学—宗教的心性と法の世界—』三嶺書房，1994年，所収）。高橋清徳「中世の神判をみる視点とその座標系——カネヘムの所説によるノート——」〈「中世都市 versus 神判」論とそのパラメーター——パトリット＝カネヘム論争へのノート——〉，いずれも『千葉大学法学論集』第10巻4号，11巻1号，1996年。教会法上の宣誓については，佐藤専次「西欧中世初期における教会と宣誓」『立命館文学』534号，1994年，源河達史「グラティアーヌス教令集における宣誓と偽誓(1)(2)」『法学協会雑誌』113巻6号，1996年などがある。
- (19) 信約宣誓は，宣誓者の将来にわたる行為についての約束であり，この意味では司法外の約定的宣誓，あるいは裁判官の審判人による職務上の宣誓に類似している。本稿では，裁判の流れのなかで訴訟当事者によってなされる宣誓ということで，本文に見られるように，四つの宣誓の一つに数えた。
- (20) Lexikon des Mittelalters. III, Unveränderter Nachdruck 1995, Sp. 1673–1692, とくに H. Drüppel の手になる“ゲルマン・ドイツ法における Eid” の項。
- (21) 他に『ロタリ王法典』（塙浩訳，信山社）第269, 366章，『リウトブランド王附加王令』（塙浩訳，信山社）第71, 109章など参照。
- (22) この一連の手続きから，生き証人がいるうちは，その証言なり宣誓を物証に優先させるという中世ゲルマン世界の法原則がみとれる。Lexikon des Mittelalters, Eid の項の小項目，A. Gawlik, XI. Urkundenwesen [I], SP. 1688 f. には，サリー，ランゴバルト法における同様の法手続きの存在が紹介されている。
- (23) 『サリー部族法典』（『サリカ法典』久保正幡訳，創文社）第56章他。西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書き」『北大法学論集』第41巻5, 6合併号，1991年，第6節参照。
- (24) Lexikon des Mittelalters, Sp. 1678. 『ロタリ王法典』第153, 164, 165章，第146章には，「身分宣誓」，「評価宣誓」の事例が見て取れる。身分宣誓では近親者の中から宣誓補助人が選抜されて，疑いを晴らす宣誓が行なわれ，評価宣誓では，これによって消失財産の評価と請求額の申告がなされた。

- (25) 『バイエルン部族法典』では、また、「賠償するか共誓するか決闘するか」の三者択一の規定もある(9章2項, 10章4項, 13章8項)。
- (26) 雪冤宣誓を伝える法律文例集の事例としては, MGH. Form., Form. Andecav. Nr. 24 (vor 600): “in basileca domini illius excusare debirit” K. Kroeschell, *Deutsche Rechtsgeschichte 1 (bis 1250)*, 1972, S. 62. H. ミッタイス (世良晃志郎訳) 『ドイツ法制史概説』創文社。
- (27) 証人宣誓の他の事例については, 前注(2)拙稿論文および Hrs., v. Th. Bitterauf, *Trad. d. Hochstifts Freising. I. Nr. 40 a* (818年). を参照。
- (28) 『リプアリア部族法典』第41, 2, 3項。
- (29) *Lex Frisionum*, §1-c. 8: “cum triginta quinque iuratoribus suae conditionisse excuset.”
- (30) なおカロリング時代に入ると, 補助人の人数に変更が加えられた。*Capitulare legi Ribuarum additum* (803年), c. 4; *Capitulare Karoli Magni de latronibus* (804年), c. 3; *Capitula Karoli Magni apud Ansegisum servata*, c. 1; *Capitulare missorum Aquisgranense primum* (809年), c. 28: =MG. Capit. I. Nr. 41, 82, 70, 62.
- (31) MG. Capit., Nr. 248, *Concilium Moguntinum*, c. 24 (847年)
- (32) *Pax Dei incerta (saec. XI. ex) cap. 5*, MGH., *Const. I*, S. 608.
- (33) ただし, 『リプアリア部族法典』第58章20項には, 国王ないし教会所属の奴隷が自分自身の事柄につき答弁する場合に限り, 宣誓をなすべきとある。『ロタリ王法典』第344章および『リウトブランド王附加王令』第50章からは, 奴隷による単独の宣誓が例外的に認められ, 行なわれていたことがわかる。
- (34) 『ロタリ王法典』第179, 202章および『リウトブランド王附加王令』第146章。アラマン法 (*Lex Alamannorum* §54, c. 1-3) は, 女性による宣誓を認めているが, それは亡夫の遺した財産の相続に関する訴訟においてであり, 胸の上に手をあてて行なわれることとされていた。R. Schmidt-Wiegand, *Stammesrecht und Volkssprache in Karolingischer Zeit*, S. 174.
- (35) MG. Capit., *Aquisgr. miss.*, Nr. 62, c. 28 (809年). ; MG. Capit., Nr. 252, *Concilium Triburiense*, c. 22 (895年).
- (36) ハインリッヒ・ブルンナーによれば, 証人は係争事件についての知識をもっていることを前提として事の事実を証言することをもとめられるのに対して, 宣誓補助人にとってはそうした知識や真実は本質的なことではないとされる (DRG. §105)。マックス・ウェーバー (世良晃志郎訳) 『法社会学』創文社, 379頁以下参照。
- (37) 『サリ一部族法典』第60章には親族から別れようとする者は「宣誓の補助, 遺産および親族とのあらゆる関係からの離脱を言明すべし」とある。宣誓補助が親族の重要な責務のひとつであったことがわかる。『バイエルン部族法典』第8章15項では, 婚約不履行の廉で訴えられた男性が, 自分の親族のなかから選ばれた12名の宣誓補助人とともに共同宣誓を行なっている。『ロタリ王法典』第360章では, 近親者のなかでも宣誓遂行者 (被告) と明らかな敵対関係にある者は除かれると定められている。第362章をも参照。H. Brunner, *DRG. II*, §104, S. 379 ff.
- (38) ランゴバルド法にいう “affratatio”, “conspirantes” のごとき盟友関係にある者は, 相互に宣誓の助力ができた。
- (39) MGH. Form., Form. Andegav., 50 a: “vicinus circumstantis sibi simmelus.” H. Brunner, *DRG. II.*, §104, S. 383.
- (40) *Lex Salica*, §42-5: “cum XXV iuratores medius electus.”
- (41) *Lex Alamannorum*, §29: “ita iuret cum XII nominatus et alius XII electus.” & §52: “cum XII sacramentalis iuret, cum V nominatus est”. 『アラマン部族法典』では宣誓

補助人を“nominatus”と“electus”と区別している。“nominatus”：§5 a-1, 3；§23；§27-1；§29；§54-2；§69；§70。

- (42) Pactus Legis Alamannorum, §14-8: cum XXIV medicus electus aut “cum XL qualis invenire poterit iuret.” II, 38, 41. 相手方によって選任された補助人を拒否して自分の方で選ぶ場合、12人に対して40人、24人に対して80人と、3倍以上の補助人が必要とされている (Lex Alamannorum, §69)。803年の『リプアリア部族法典』附加勅令第11章によれば、6人に対して12人、とされている。
- (43) サリー系フランク、アラマン、ランゴバルト等の諸部族では、宣誓補助人の半数は宣誓者の相手方によって指名ないし選任された。『ロタリ王法典』第359章では、宣誓補助人の選任にあたっては、法定員数が12人の場合は、原告が6人を指名し、被告本人を除く残りの5人を被告が指名すること、6人の場合には、原告が3人を、被告本人と残る2人を被告が指名すること、2人の場合は原告が1人を指名し、被告本人と共に宣誓することとされている。
- (44) このほかに、ゲルマン諸部族中には、より新しい形として挙証相手が定数以上を選び、その中から挙証者が定数を選ぶという方法もあった。H. Brunner, DRG. II, S. 519 f.
- (45) Pactus legis Salicae, 112. 「法廷に召喚されて己れの潔白を証明できる確たる証拠をもたない者はだれでも、熱湯神判に身を委ねる旨の信約をしなければならぬ。彼がもし同様に、宣誓をしてくれる人を見いだせないならば、左手にもつフェストウカを右手にもちかえるべし」とある。
- (46) 『サリー部族法典』第39章の2には、「宣誓補助人を見出すことができない場合は、200ソリドゥス責あるものと判決されるべし」とあり、また『リプアリア部族法典』第31章の5では先に見たように「火審または籤審によって身の潔白を証明するよう努めるべし」とあった。前注(8)を参照。また、ヴェルダン司

教ペトルスは「国王の殺害に加担せず、王国に敵対もせず、さらに国王に対して不忠でもなかったことを主張し誓約すべきである。しかるに当該司教は、彼とともに共同誓約できるものを見出だせぬ故に、神の僕として神意裁判に赴き、聖遺物も聖なる福音書もない単に神の臨場のもので、己れが上述の嫌疑に関して無実であることを証明せんと決意したのであり、かくなれば、神は、己れの無実に関して、神意裁判に従うことを強いられて一身を投げ出した神の僕たるペトルスを助けたもうであろう。当該司教が神意裁判に従い、吾が主により無罪とされ無実を見出すのは、国王の命令や聖なる教会会議の決定にあらずして、当該司教自身の自由意志であった」

(MGH., Capit., Synodus Franconofurtensis, Nr. 28, c. 9) という、興味深い史料 (794年) がある。

- (47) 『ロタリ王法典』第363章を参看せよ。
- (48) 被告の友人、知人、親族は被告の無罪を確信し、その人格に対する信頼に基づいて誓言を述べたはずであるが、一点の疑いでもあれば、それが極度の緊張を強いることになり、宣誓の失敗につながったとも考えられる。『リプアリア部族法典』第66章1項には、「宣誓の文言を言わざりしとき」には法定贖罪金全額の支払いと補助人一人あたり15ソリドゥスの罰金が科せられるべしとの規定がある。
- (49) MGH., Capitulare Haristalense, Nr. 20, c. 10 (779年)；Capitulare Missorum Generale, Nr 33, c. 36 (802年)。
- (50) Lex Saxonum §22, 21.
- (51) Capit., Nr. 41, c. 4.
- (52) フランク時代の裁判権は、証拠調べが原則として可能になる程度までには成長・確立していなかった。決闘によって黑白をつけるとする発想は、神々が敵に打ち勝つ力を与えてくれるであろうからこそ、勝利を得ることができるとの信念にもとづく。勝者は、強者であるがゆえに権利を得るのではなく、神々が勝利者の権利を認めたからこそそうなのだ

する信念が、中世の人々の心を捉えて離さなかったのである。

- (53) R. コルマンによれば、『サリー部族法典』においては、証人にかんする記述と神判への言及の比率は六対一であるという。Colman, Rebecca V., *Reason and Unreason in Early Medieval Law*, *Journal of Interdisciplinary*

History, 4, 1974, pp. 571–591.

- (54) 『サリー部族法協約』第56章。これについてはK. クレッシュェル（和田卓朗訳）「法発見」、同（石川武監訳）『ゲルマン法の虚像と実像—ドイツ法史の新しい道』（創文社，1989年）所収，131頁以下参照。
-

Judicial oathtaking in Germanic Law

YOSHINOBU MORI

School of Social Information Studies, Otsuma Women's University

Abstract

In early medieval Europe, proof in court was predominantly oral, it was given by swearing an oath. The process of oathtaking was called “compurgation”. The plaintiff would swear that the defendant was guilty, and unless there was trustworthy proof or a confession, the defendant had to swear that he was innocent. When one would swear an oath of compurgation, he did in conjunction with fellow swearers, who were known as “oathhelpers”. Oathhelpers were drawn from one’s relatives, neighbors, and friends. But slaves and free women, as a general rule, did not have the option to swear an oath. And the number of oathhelpers required by the law varied from 3 to 72, according to the severity of the crime.

Whatever the plaintiff or defendant swore to, his oathhelpers swore similarly, that is, if the defendant was found guilty of the crime or the plaintiff was found guilty of false accusation, their oathhelpers were found equally guilty. Since one’s kindred was the primary source of oathhelpers, it could not testify against its own members, because the ties of blood prevented it. By taking the oath, the litigants risked not only their own lives, but also the fortunes of their families or of their kindreds, neighbors and friends. Therefore, the oath was regarded to be sacred and serious.

And it is necessary to conform to a “formula (set phrase)” which was fixed by custom in law. The oath was taken upon or in conjunction with some object, such as weapons and relics. If the required number of oathhelpers could not be gathered by the accused, he had to submit to an ordeal or pay the compensation specified by the law. But he also had the option in “Pactus legis Salicae” to become his own surety by passing a staff or rod from his left hand to his right. It signified symbolically that he alone assumed responsibility for the oath. Hence, compurgation was given important place in proving, next to evidence supplied by witnesses.

Key Words (キーワード)

oath (宣誓), oathtaking (雪冤宣誓), oathhelper (宣誓補助人), Germanic law (ゲルマン法), ordeal (神判), early medieval Europe (初期中世ヨーロッパ)